

◎ 常勤役員報酬規程

(総則)

第1条 常勤役員に対し、この規程の定めるところにより報酬を支払うことができる。

2 前項の常勤役員の範囲は会長が定める。

(報酬)

第2条 報酬は本俸、特別調整手当、特別手当、通勤手当、及び退職金とし、会長が定める。

(実施)

第3条 この規程は理事会の議決を得た日から実施する。

理事会議決 昭和 58 年 2 月 21 日 第 47 回定時理事会
遡及適用 昭和 58 年 1 月

理事会議決 平成 16 年 6 月 22 日 第 90 回通常理事会
遡及適用 平成 16 年 4 月 1 日

理事会議決 平成 19 年 3 月 27 日 第 95 回通常理事会
適用 平成 19 年 4 月 1 日

理事会議決 平成 24 年 3 月 23 日 第 105 回通常理事会
適用 平成 24 年 3 月 30 日

制 定 昭和 58 年 2 月 21 日
改 正 平成 16 年 6 月 22 日
改 正 平成 19 年 3 月 27 日
改 正 平成 24 年 3 月 23 日

○常勤役員報酬細則

昭和 58 年 2 月 21 日

最新改正 令和 5 年 6 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 本細則は常勤役員報酬規程第 2 条に基づき常勤役員の報酬に関することを定める。

(報酬の区分)

第 2 条 常勤役員の報酬は本俸、特別調整手当、特別手当、通勤手当及び退職金とする。

(本俸)

第 3 条 本俸は別表 1 の通りとし、協会の資産及び収支の状況を勘案して会長が定める。

(特別調整手当)

第 4 条 特別調整手当は一般の職員の法律に関する（昭和 25 年法律 95 号、以下「一般給与法」という。）第 11 条の 3 第 1 項に規定する地域及びこれに準ずる地域に在勤する役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額、本俸に一般職給与法第 11 条の 3 第 3 項の規程に準じ別に定める地域区分に応じ、同条第 2 項の規定に準じ別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(新たに役員となった者の報酬)

第 5 条 月の初日以外の日において新たに任命された役員の任命当月分の報酬は（特別手当、通勤手当を除く。以下同じ。）の額は、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、それぞれ同条に規定する額をその月の日曜日及び土曜日以外の日数で除して得た額に、そのものが役員になった日からその月の末日に至るまでの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

(役員でなくなった者の報酬)

第 6 条 月の末日以外の日において退任、解任又は死亡した役員の当月分の給与の額は、第 3 条、第 4 条の規定にかかわらず、それぞれ同条に規定する額をその月の日曜日及び土曜日以外の日数で除して得た額にその者が役員でなくなった日（役員が退任した場合において退職した日の属する月の末日までに再び役員に任命されたときは、役員でなくなった日の前日）までの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じて得た額を支給する。

(特別手当)

第 7 条 特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般給与法第 19 条の 4 及び 19 条の 7 に準じて定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、理事会の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(通勤手当)

第 8 条 通勤手当は職員給与規程第 21 条（通勤手当）を準用する。

(報酬支払等)

第 9 条 報酬の支払方法、支払日、支払日の特例、本規程において定めのない日割計算、特別手当の支払日は職員給与規程を準用する。

(退職金)

第 10 条 退職金は別に定める。

(使用人兼務役員)

第11条 職員を退職せずに常勤役員に就任した者は、使用人兼務役員とする。

2 使用人兼務役員には、職員給与と兼務役員の報酬とを区分してその両方を支給する。職員給与は職員給与規程第2条第一号、第二号に定める基本給および諸手当の月額を合計した額をいい、兼務役員の報酬は、本細則に定める本俸、特別調整手当及び通勤手当の月額を合計した額から、職員給与を控除して得た額をいう。ただし、本細則に定める本俸、特別調整手当及び通勤手当の月額を合計した額が職員給与の額を下回る場合は、職員給与のみを支給する。

3 使用人兼務役員には、職員賞与と兼務役員の特別手当を区分してその両方を支給する。職員賞与は職員給与規程第2条および第20条に定める賞与をいい、兼務役員の特別手当は本細則に定める役員の特別手当から職員賞与の額を控除して得た額とする。ただし、本細則に定める特別手当の額が職員賞与を下回る場合は、職員賞与のみ支給する。

4 使用人兼務役員であった期間は、職員の退職手当に関する規程第3条に定める勤続期間に算入し、かつ、常勤役員の退職金に関する細則第3条に定める在職期間にも算入する。但し、職員の退職手当の内、使用人兼務役員であった期間を勤務したことにより発生した部分に相当する金額について、常勤役員の退職金から控除して支給するものとする。この場合において、職員の退職手当の内、使用人兼務役員であった期間を勤務したことにより発生した部分に相当する金額は、職員の退職手当の額から、役員就任の前日に退職したものとした場合の退職手当の額を控除した額とする。

5 使用人兼務役員の使用人に関する待遇の部分について、ここに定めのないものは、正職員を対象に適用される規程を準用する。

(その他)

第12条 本細則に定めのないこと又はより難い事項については、会長が別途定める。

附 則 (平成14年8月30日改正)

この細則は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年6月22日改正)

この細則は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年1月22日改正)

この細則は、平成19年1月22日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日改正)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月17日改正)

この細則は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成 21 年 6 月 25 日改正）

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日改正）

この細則は、平成 24 年 3 月 30 日から適用する。

附 則（HIDA13-06-116 平成 25 年 6 月 17 日改正）

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。（総務 G）

附 則（AOTS23-06-260 令和 5 年 6 月 26 日改正）

この細則は、令和 5 年 6 月 26 日から適用する。（総務・人事 G）

別表 1

単位:円

役員	本俸
理事長	980,000
専務理事	820,000
常務理事	750,000
理事	680,000